

地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン

概 要

1. 目的

1.1 目的及び適用範囲

- ・本ガイドラインは、行政機関等における地理空間情報の二次利用の概念を明確にするとともに、適正な権利処理のもと地理空間情報の提供・流通を行う際の指針を示すことを目的とする。
- ・二次利用の範囲としては、行政機関等が自ら二次利用を行う場合と、他者が二次利用を行おうとする地理空間情報を行政機関等が提供する場合を対象とする。

1.2 本書の位置付け（性格）

- ・地理空間情報活用推進基本計画において、①国、地方公共団体等が基盤地図情報を含む地理空間情報を整備する際の、元データの知的財産権等の処理や業務受注者との契約関係などの知的財産権等に関する取扱い方法、②国、地方公共団体等が地理空間情報を外部提供する際の、二次利用の許諾や制限、データ利用約款などの知的財産権等に関する取扱い方法に関するガイドラインを策定することされている。
- ・本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標準的な処理の考え方を整理したものである。

2. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の整備・更新段階における留意点

2.1 地理空間情報の整備・更新の類型

- ・本ガイドラインでは、地理空間情報の整備の態様として、主の4つの形態を想定する。
 - ①行政機関等が自ら地理空間情報を整備する場合
 - ②行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備する場合
 - ③行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合
 - ④行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合

2.2 著作権等の権利処理上の留意点

- ・地理空間情報が該当する可能性のある著作権の形態として、①地図又は図形の著作物、②写真の著作物、③編集著作物、④データベースの著作物がある。
- ・具体的には、①地図又は図形の著作物の場合は、取捨選択や表記方法に関する自由度の範囲と制作時の創作的な行為の有無、②写真の著作物の場合は、被写体とは別個の思想・感情による創作的表現の有無、③編集著作物の場合は、材料を選択、配列する行為に関する自由度の範囲と編集時の創作的な行為の有無、④データベース著作物の場合は、体系的な構成や情報の選択に関する自由度の範囲と構成時の創作的な行為の有無についてそれぞれ検討を行う必要がある。
- ・外部委託により地理空間情報を整備する場合においては、発注者又は受託者のいずれも著作者となる可能性があるため、著作権等の権利処理については、仕様書・契約書にあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

2.3 財源上の留意点

- ・地方公共団体が補助金等を活用し、特定の目的のために整備した地理空間情報であっても、行政投資の多重投資を回避する観点からは、その目的を既に満たし、本来の目的に支障を及ぼさない場合には、積極的かつ有効に利活用を推進することが望ましい。

2.4 提供・流通を見据えた民間事業者等との契約のあり方（標準的な契約等）

- ・著作権が原始的に受託者に属すると判断される場合の契約のあり方として、①地理空間情報の業務受託者から発注者に著作権等を全部譲渡するよう定める場合、②地理空間情報の著作権等を発注者に一部譲渡させ、業務受託者と共有する場合、③地理空間情報の著作権等を発注者に譲渡することなく、業務受託者のみに帰属させる場合を取り上げ、それぞれの場合ごとに標準的な契約文例案を解説。
- ・著作権が原始的に発注者に帰属すると判断される場合の契約のあり方として、発注者が留意すべき事項（仕様書の作成過程における留意点等）を解説。

3. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の提供・流通段階における留意点

3.1 著作権法上の留意点

- ・著作権は、契約によって譲渡することが可能（著作者人格権を除く。）であるため、契約における定めの有無により著作権の所在が異なる場合があること、著作権を単独で保有しているか共有しているかにより二次利用の許諾を行う際の手続きが異なること等を解説。
- ・地理空間情報に著作権がない場合においても、情報の大量に流用する等の行為により不法行為責任が発生する可能性があることを解説。

3.2 著作権等の権利の所在に関する留意点

- ・①行政機関等が自ら地理空間情報を整備する場合、②行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備する場合、③行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入する場合、④行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合ごとに、想定される権利の所在と権利処理上の留意点（仕様書や契約書における約定の必要性や関係者間で事前に調整しておくべき内容等）を整理。

3.3 財産分類上の留意点

- ・著作権に係る金銭的価値が客観的に明白な場合は国有財産又は公有財産としての管理を行うことが妥当であるが、それ以外の場合には財産としての価値が顕在化した時点で、国有財産又は公有財産としての管理を開始することが妥当である旨解説。

3.4 提供・流通を促進する利用約款等のあり方

- ・行政機関等は、当初の利用目的を達成した地理空間情報については、極力利用制限を設けずに（著作権等を有する場合でもその権利を行使しない等）自由な利用を促進することが望ましい。また、利用制限が必要な場合においても煩雑な手続きが不要となることが望ましい。
- ・行政機関等が保有する地理空間情報の提供・流通に当たっては、地理空間情報の整備目的を明示し、それに即した品質等を有するに過ぎない旨を注意喚起しておくことが必要であり、二次利用を目的に行政機関等から提供を受けた者と当該二次利用に係る第三者の間で損害が発生した場合においても、当初の目的の要請する品質以上の利用であったときは、行政機関等は責任を負わない旨を約款上明記する必要がある。

- ・上記を踏まえ、行政機関等が地理空間情報に係る著作権を有する場合におけるさまざまな二次利用の場面ごとの利用許諾等の考え方を解説。

4. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の管理段階における留意点

- ・地理空間情報の不正流通や改竄の防止のため、行政機関等において情報を適切に管理する仕組み（データ管理者の設定、アクセス可能者の限定等）や技術面における対応（データの暗号化や適切なファイアウォールの構築等）が必要。
- ・通信・放送分野で採用が進んでいる DRM（デジタル著作権管理）技術、ウォーターマーク、電子透かし等の技術の動向等を踏まえ、技術の進展や標準化の動向に留意した実効性の高い方法を採用することが必要。

5. 主な地理空間情報の利用・提供推進の考え方

- ・個々の地理空間情報の情報提供のあり方について、地図、台帳情報、統計情報、空中写真・衛星画像の4分類ごとに典型的な事例を取り上げ、著作物性の有無に関する考え方、利用・提供における著作権処理等の基本的考え方を紹介。

6. 国の行政機関や地方公共団体の取組事例

- ・国の行政機関や地方公共団体における地理空間情報の整備、管理、利用・提供の各段階における特徴的な取組み等を紹介。